

吉本隆明「共同幻想論」についての困惑

一

戦後生まれの私たちは、戦後民主主義のなかで育った。これは貴重なことであった。石川達三『人間の壁』は、私たちの小学校での出来事でもあったろう。

一九四六年の総選挙は、始めて、三九名の女性代議士を国会へ送り込んだ。このときの女性代議士の数は、今なお、日本史上最多である。この日本史上、政治に関する意識がもつとも高かった選挙によって成立した国会で審議されたのが、日本国憲法である。

私たちは、そのような時代の申し子であった。そして、そのような「明るく」みえた社会が、悲惨な戦後の産物であることは判っていた。

いま、そのような時代を幻覚かなにかであったかのようにすることは、絶対に出来ない。しかし、戦後のその時、対決しえずに残した問題はあった。私たちが、小学校生徒だったころ、ある担任は、戦死率の高い海の戦場からかうじて生還した人であった。二人の夫を戦争で亡くした女性教師もいた。しかし、戦前から教員をやっていたことを自慢する新制中学の国語の教師もいれば、戦前に教壇に立っていたことを悔いにみちた表情で語る教員にもあった。

やがて、明るく語られていた民主主義に影が指し、解禁されたマルクス主義の単純な歴史観に、私たちが疑問を持ちはじめたとき、吉本隆明の文は私たちを捉えた。

吉本隆明は、一九六一年六月に「退廃への誘い」（『擬制の終焉』一九六二・六収録）という文で、「……対馬（忠行）ソ連論てのは閑人の閑論さ。かれは戦争中、自らにがい目にあつてきているのに、どうして日本論、日本革命論を執念をもって追及するかわりにソ連論など追及したんだ。戦争を知らない学生とは違うんだ。」と書いている（吉本隆明全著作集13七五頁。）

これは、戦争を知らないこともなかった学生であった吉本が、天皇制や国家を射程にいれることができなかつた自分をも顧みて言っているようでもあった。

私が、この文を読んだのは、後の一九六六年のことである。その一九六六年十月、『自立の思想的拠点』が出版され、前年の『展望』三月号に掲載された「自立の思想的拠点」を読むことができた。次の文があった。

講座派や労農派によってとらえられた（国家）は、いわば社会的国家であつて、国家そのものではない。そして、この社会的国家は政治的国家と等記号でつながれていたのである。この論争は、近代日本の経済社会の構造についてさまざまなことをあきらかにしたが、ついに天皇制国家の本質、その実体をあきらかにすることはできなかった。

国家権力は、経済社会構成の上層に地位を占めるものがよりあつまつてつくられるものではないから、社会的国家に公的権力が存在するのではない。社会的国家は、法によって政治的国家と二重化されるときはじめて権力をもち、普遍的な（階級）のものだいがあらわれる。それゆえ、国家を宗教から法へ、法から国家へと下降する歴史的な現存として考察しないかぎり、国家の本質と、そこから生まれる権力の総体はとら

えることができないのである。

当時、おぼろげながらもこれに気づき言及したのは、神山茂夫の戦時下に書かれた『天皇制に関する理論的諸問題』だけであった。「だが、世界的に類例のない日本憲法の真の秘密は、その近代的粉飾にもかかわらず、その根本思想が氏族的古代的精神によって貫かれているところにある。」というように。(同二五九・二六〇頁)

『自立の思想的拠点』には、雑誌『日本』の一九六六年二月号から七月号に連載された「状況とは何か」も収録されている。その「国家・階級・党派の論理」(五月号)において、吉本は「梅本克己の見解に反して、国家の本質は共同的な幻想である。この共同的な幻想は、政治的国家と社会的国家の二重性(二面性ではない)の錯合した構造としてあらわれる。」(三八四頁)と述べ、「梅本克己の見解に反して、国家が、たとえば戦争期のように、社会的国家としては高度資本主義国家としてあらわれながら、政治的国家としては古代遺制を強くひきずった天皇制国家としたあらわれるという矛盾した構造をもちうるのはそのためである。」(同三八五頁)と述べている。

これは、梅本が「国家とはこの統一、すなわち生産力と生産関係との統一としての生産力と生産関係との統一としての生産様式を維持するための支配階級の権力機構であって、これが国家の本質である。」とか「約言すれば、搾取の消滅を目標とする権力以外のすべての国家は、それ自身ひとつの疎外態として幻想の形態をとる。しかしその本質は幻想が生み出すのではない。その本質は少数者が多数者を搾取する生産様式の維持にあり、暴力に立脚した支配者階級の権力機構である。」「幻想の発生は一定の生産様式内部における生産過程の肯定面の抽象からおこる。しかしマルクス主義において重要なことは、この抽象を単に抽象としてとらえるところにあるのではない。」という、素朴ともいえる「観念的」な教条から書かれたものに対する叙述であった。

吉本は、「神山茂夫の限界は三二年テーゼの限界」という。しかし、吉本の「国家の二重性」という把握、また、神山の「その近代的粉飾にもかかわらず、その根本思想が氏族的古代的精神によって貫かれているところ」が、吉本では「国家が、たとえば戦争期のように、社会的国家としては高度資本主義国家としてあらわれながら、政治的国家としては古代遺制を強くひきずった天皇制国家としたあらわれるという矛盾した構造をもちうるのはそのためである。」(二六〇頁)という叙述になるのは、吉本は神山茂夫の作業あるいは三二年テーゼの意義を積極的に考えるからである。

吉本が社会的国家と政治的國家の矛盾という言い方をするのは、神山の「二重の帝国主義論」があるからである。しかし、ここで引用された神山の言辭は、日本憲法の「近代的粉飾」と「氏族的古代精神」の矛盾になっている。吉本は「社会的國家」に対応する「政治的國家」として、神山が矛盾とするものをまとめて「政治的國家」として、一括「共同幻想」としてしまった。

それは、やはり、吉本が体験したが、しかし思想的射程には入れることができなかった戦時下の天皇制あるいは國家の問題があるからであろう。素朴な教条主義では、吉本が体験したあの天皇制と國家をとて把握することはできないというのである。

しかし、現実には、三二年テーゼや神山の言辭においては、簡単な転倒した錯誤にとどまっていたのである。日本憲法は、「氏族的古代精神」に「近代的粉飾」を施したもので

はなく、国民国家の樹立に「民族的古代精神の粉飾」を施したものと考えるべきだったのがある。

幕末から明治へのその現実と迷妄あるいは「陋習」（または攘夷思想）の間にあった軋轢は、それほど認識されていない。あげく、その「迷妄」に譲った名目の「民族的古代精神」の表現である「万世一系の天皇」に明治国家の本質があると、みんなが喰らいつつしてしまったのである。三二年テーゼも吉本隆明でもある。

民俗学者赤坂憲雄も、明治の天皇制においては、「民族的古代精神」の実体は一切削除されていることを述べている。

国制的にみると、明治の新しい政治を表現したものとしては、「五カ条の誓文」があげられる。その第四カ条は「旧来の陋習を破り、天地の公道に基づくべし」とある。この場合は、陋習は、攘夷と考えることに異論はない。実は、尊王攘夷思想自体、それほど旧来のものではないのであるが。そして、この五カ条は、天皇による神に対する誓文というようになつてしまつたが、もとは、幕末の諸侯会議の決議文として起草されたものであることも異論はないのである。このいわば、諸侯会議は、維新によって太政官という合議体に改編される。明治の太政官は、赤坂がいうように、確かに「民族的古代精神」の粉飾は施してはいるが、古代の貴族的性格は一切遺していない。もつとも、明治の太政官から、憲法を制定し、国会召集するまでに二〇年以上を要することになる。

その憲法制定において、伊藤博文が、いわば尊攘的精神と拮抗したのは、議会の決議が決定的で、天皇はそれに同意するという条項である。この条項には、尊攘精神からの激しい抵抗があつたことが、諸記録からは窺える。つまり、議会の決議が国政の中心になる体制が成文化され、それに、粉飾として「作為」の「万世一系の天皇」が統治するという第一線を冠したのである。確かに、これは「幻想」である。ところが、吉本は、政治国家を幻想とまとめてしまうことによつて、実は実体であるものを、派生的なものとし、幻想を実存に転化してしまつたのではないか。そして、その幻想にとり憑かれてはいないかと思うのである。

二

吉本が対馬忠行に、どうして日本論、日本革命論を執念をもって追及しないのか、と問いかけたのは、対馬が戦争中、にがいにあつてきていないはずであり、それは吉本自身のことだからでもあるが、この言い方はどうして、戦後生まれの私たちにも、響いたのであろうか。

思えば、私たちの少年期、先の皇太子の結婚を頂点として空前の皇室ブームがあつた。皇太子と皇太子の婚約者がテニスをしている写真が公表されたとき、その婚約者がしていたカチューシャがこれまたブームになつた。

しかし、そのようなブームのなかでも「天皇制」とは、その根が神話にあるようで、起源がよくわからないものであつた。日本における革命運動にとつて、国家や天皇制の問題は、支配構造の問題として不可避の問題でありながら、どう見据えてよいのか解らないとき、吉本隆明の「共同幻想論」「二重国家論」は、天皇制国家を解明する必須の理論のように思われた。吉本に「国家を宗教から法へ、法から国家へと下降する歴史的な現存として考察しないかぎり、国家の本質と、そこから生まれる権力の総体はとらえることができ

ないのである。」と確信に満ちた言い方をされると、私たちは、国家を歴史的な現存として考察し、権力の総体をとらえることができると思ってしまうものである。

吉本は、神山茂夫の限界は、レーニンの『国家と革命』の特種機能化された国家論の限界内にあって、三二年テーゼの限界だとする。それは「日本の古典マルクス主義によってとらえられた天皇制国家は、当然ながら世襲的な祭司であり、儀礼主宰者であり、原始シヤーマンの宗教信仰の対象であることによって、近代思想として思想的強力でありえた天皇制国家権力の理念権力としての強大さと特種さをとらえることができなかった。それは、宗教・法・国家の古代からの累積された強力を保有することでもちうる権力性を、国家本質内の本質としてとらえる方法をもたなかった」(二六一頁) こととする。

「万世一系の天皇」という幻想は「宗教・法・国家の古代からの累積された強力を保有する」と考え、そのことでもちうる権力性が、「国家本質内の本質」と考えたようである。

三

吉本隆明の共同幻想論と、「その近代的粉飾にもかかわらず、その根本思想が民族的古代的的精神によって貫かれていた」という神山茂夫や三二年テーゼとの違いについて、その一部は「政治国家は共同幻想」とする吉本の言辭にみた。

吉本が主張するのは「国家を宗教から法へ、法から国家へと下降する歴史的な現存として考察」することであり、また「近代思想として思想的強力でありえた天皇制国家権力の理念権力としての強大さと特種さをとらえることができなかった。それは、宗教・法・国家の古代からの累積された強力を保有することでもちうる権力性を、国家本質内の本質としてとらえる方法を」もつことを訴えるのである。

この吉本の提起は、一時的に私たちを鼓舞することになった。国家を宗教から法へ、法から国家へと下降する「歴史的な現存」を考察し、宗教・法・国家の古代からの累積された強力を保有することでもちうる権力性を、国家本質内の本質としてとらえる方法をもつことで、天皇制と国家の問題について、明らかにできるのかと思ったのである。

しかし、吉本が「幻想」と称する、そのような観念だけの「歴史的な現存」など存在しない。吉本が『言語にとつて美とはなにか』において行ったとき、けっして言語だけで、実存していたわけではない。そのときどきの表現者の表現においてあっただけで、そのときどきの表現者の表現を、結果としてみるときに、累積されたようにも見えたり、あるいは累積されているように見えなかったりするのである。宗教においても、「幻想としての宗教」が歴史的に現存していたわけでない。体系化された教義においても、「累積された」ようにも見ええるが、多くの、その時々を思想的営為が、結果として、歴史的な姿をとろうとも、決して、観念のみで、そして、連続的に現存したことはない。大坂懐徳堂の富永伸基が『出定後語』で展開した仏典の成立は、宗教自体も決して、観念のみで「歴史的に現存」するものではないということになる。

神山茂夫が、憲法は近代的粉飾をとろうとも古代的氏族精神に貫かれているとした。それを吉本にあっては、国家を宗教から法へ、法から国家へと下降する「歴史的な現存」と考えることになる。赤坂憲雄が、天皇家の主要な儀礼である大嘗祭にも大きな断絶と空白あるいは絶無があること、みんなが想定する農耕儀礼とも異なること、また、明治以前の天皇家の儀礼は仏式であることなど、要するに、吉本がいう「万世一系の天皇の帯びてい

る呪力の長い時間性」なるものを否定し、天皇制にまつわる儀礼などは、明治の作為であると述べたとき、吉本は、次のように言った。

だから、僕はいまの赤坂さんのお話をうかがっていて、知識的に得るところがあるけれども、それ以上になんら得ることもないということになるんです。(『天皇制の基層』講談社学術文庫一二二頁)

吉本は、天皇制を「歴史的な現存」と考え、古代からの累積された強力を保有すると考えていた筈である。赤坂の述べたことは、天皇制が「歴史的な現存」でもなければ、古代からの累積された強力を保有するものでもない、ということなのである。これを「知識的には得るところがあるのだけれども」とし、「それ以上になんら得ることもないということになる」のだろうか。

権力に関係するのですが、赤坂さんが天皇を頂点とする支配共同体のあり方が問題なんだ、とおっしゃったわけですが、赤坂さんの言われ方のなかに天皇制を支配共同体の政治的機能として、あるいは権力というものを政治的機能としてみようとしている感じ方がある気がしたんです。僕はそれに反対なんです。

権力という概念規定が問題なんです。権力はもちろん政治的機能を果たすとか、「ああせい、こうせい」という命令機能を果たすこともあります。権力には無形の権力、つまり畏怖する存在、あるいは威圧する存在であるということとかがあるわけです。赤坂さんは天皇の存在から威圧を受けた覚えもないし、これを信仰した覚えもない、そういう場面をもたなかった年代だということだけのことで、それでは権力論にならない気がする。つまり権力論というのはそうじゃなくて、無形の、つまり威圧を受けるとか畏怖するつということ自体も、権力論にはいると思うんです。僕らより一世代二世代前の、明治のお年寄りたち、たとえば高村光太郎の『暗愚小伝』(一九四七)のなかに天皇が馬車で通ったときに、その沿道にいて頭を上げることができない、上げると目がつぶれるぞ、というふうにいわれて、本当にそう思った、というのが出てきますが、子どもの頃からそういうふうにいわれて育った。だから、畏怖する存在なんです。

それは支配共同体として政治機能を発揮しているわけではない。ただ目の前を通っただけで、畏怖する存在だということ自体は、やはり権力だと僕は思います。

(講談社文庫五六・五七頁)

吉本にとって、権力とは畏怖する存在だという。そして、その畏怖の体験を覆さない限り、知識にすぎないというのである。

権力者は畏怖の対象になることが多いであろう。権力が畏怖されることがあるとしても、権力が畏怖する存在であるわけではない。これは、天皇が、吉本にとって畏怖する存在であったことからの説明である。

さらに、吉本は天皇について次のように言う。

僕は天皇に戦争責任がある、とはっきりいえることはひとつだけあって、それは統帥権、つまり「朕は汝らの大元帥なるぞ」という「軍人に賜りたる勅語」に書かれています。だから僕は、そういう機能的な理屈からいえば、天皇は「これから満州へ出兵したいんだ」とか、「上海に上陸したいんだ」というふうに陸軍大臣みたいなのがやってくるべきとき、「それはまかりならん」と天皇がいえば、それはできない。憲法上、それはできなかったんです。天皇みずから出兵に関して承認しているわけですから、天皇に戦争責任があります。つまり憲法規定によれば統帥権は天皇にあるわけですから、陸軍大臣がどんな圧力をかけようとも、理屈からいえば、天皇個人が「出兵まかりならん」といえば不可能なんです。それをくつがえすためには、陸軍なら陸軍が天皇を打倒しなければできないはずです。(五九頁)

吉本のこの発言に関連し、具体的なことに触れるならば、一九三一年九月一日、関東軍の一部が奉天近郊柳条湖で満鉄線を爆破し、張学良の部隊である中国軍と攻撃し、旅順の関東軍総司令部に中国側が日本軍を攻撃したという偽の報告を行った。本庄繁関東軍司令官は、石原中佐の意見を入れ、全関東軍に出動を命じて中国軍を攻撃させた。そして朝鮮駐屯の日本軍である朝鮮軍の応援を依頼した。関東軍は一九日朝までに満鉄沿線を制圧した。関東軍の兵力は一万四百名なので、満州を占領するためには朝鮮軍からの増援が必要であったという。石原らの謀略で関東軍が中国軍を攻撃できたのは、満州という日本の国外にいる部隊は司令官に緊急的に対応する権限が与えられていたからである。ところが植民地である朝鮮は日本国内で、朝鮮軍が満州に出兵することは国外出兵であり、奉勅命令と、閣議の経費支出の承認が必要であったのである。

朝鮮軍司令官林銑十郎は、関東軍の要請に応じて、かねての打ち合わせに従って、平壤に駐屯している混成第三十九旅団を満州に派遣する準備を命じた。部隊は十九日午前十時頃より、駐屯地を出発しはじめた。また、戦闘機と偵察機の各一個中隊を関東軍に増派した。出動可能な残りの兵力の出兵準備も進めた。一方で、若槻内閣側は、十九日十時ころかの閣議で、幣原喜重郎外相が、事件は関東軍出先の謀略であるというニュアンスの意見を述べる等、関東軍への増援の経費をただちに認める空気はなかった。二十一日午後、朝鮮からの混成第三十九旅団は、列車で朝鮮の国境になる鴨緑江を越え、関東軍司令官の指揮下に入ってしまった。伊藤之雄は「これは昭和天皇の統帥権をないがしろにするばかりでなく、関東軍・朝鮮軍が参謀本部や陸軍省などの軍中央の指揮下に十分服さないという点で、大変な事態であった。」と述べる。(講談社日本歴史22「政党政治と天皇」二四一―二四二頁)

この段階では、出兵に天皇が承認するものにも、事後の上奏すらしていないのである。承認したということでの責任なら、天皇には問えない、しかし、制度上の指揮者として統御できなかった責任はある。

解体期軍隊も問題であるが、先の吉本の発言に関連するなら、軍部・右翼の言う天皇の統帥権とするものなど無視して出兵していることである。さらに、伊藤は「元老西園寺の私設秘書原田熊雄によると、満州事変の起きる少し前にも、近衛文磨貴族院副議長(公爵、後に首相)は、森恪(政友会代議士、田中内閣で外務政務次官として強硬な大陸政策を推

進)から、陸軍の一部の者が、『今の陛下は凡庸で困る』と言っていると聞いていた。」ことを紹介する。(三四二頁)

先に一九二八年の張作霖爆殺事件に関して、首相田中義一は、その一二月二四日に、真相を解明し、陸軍軍人が関与していたなら、軍法会議を開き厳しい処分をすることを天皇に上奏していた。しかし、翌年六月には、田中は事件の真相を明らかにして処分することは、陸軍首脳、閣僚の反対にあつて断念していた。

六月二十七日、田中の上奏を聞いた天皇は、田中に前回と今回の上奏の矛盾を指摘し、田中がそれについて説明しようとしたにもかかわらず、聞き入れなかった。

天皇の問責をうけた田中は総辞職を決意した。しかし、副首相格の小川平吉鉄道大臣は、総理に政治を任せながら政務に関して説明を聴かないのは「明君の言動」ではないので、天皇の過ちを正して、「君徳」を補うべきであると、田中に辞職を思いとどまるように主張した。久原通相も、簡単に辞職しないように勧告した。それで、田中はあらためて参内し、二十七日の上奏について説明したいと鈴木侍従長に依頼したが、天皇の拒絶にあつて、改めて辞職を決意したことを紹介している(一五・一六頁)。小川平吉関係文書によれば、小川は西園寺に、昭和天皇が田中の説明を二度も聞かないという行動をとったことを非難している(一七頁)。

伊藤之雄は、昭和天皇が、田中を辞めさせたようになったことから、軍部に不人気であつたことを述べている。(三二七頁)

これは、軍部や大陸への侵略を企てる者にとつては、天皇が、決して畏怖の存在などではなく、自らの妄想の仮装を引き受ける意味を持つ存在であり、その意にそわないものに非常な不満と不快感をもつという、逆立ちした現象を表している。

確かに、この天皇は、中世封建制を脱した国家の君主の姿ではない。明治の天皇でもない。当時の官僚や軍隊は、近代国家の官僚や軍隊としては整備し損なつた、解体的惨状にある。軍法会議において極刑に課されるべき犯罪行為を、軍隊自ら容認してしまうのでは、軍隊の名に値しないであろう。そのような軍官僚や政府内強硬論者者にとつては、穏当な天皇が凡庸であり、軍の解体的兆候に危惧する昭和初年の天皇を、軍官僚の身勝手から、明君ではないと非難するのである。

この天皇に対する見方は、吉本の「畏怖する存在」として天皇との懸隔をみせている。昭和六年二月衆議院予算委員会で、前年狙撃された浜口に代わつて首相代理を務める幣原喜重郎は、ロンドン軍縮條約締結について、政友会中島知久平の質問をうけて発言した。

この前の議会で浜口首相も私も、このロンドン条約を以て日本の国防を危ふするものではないといふ意味は申しました。現にこの條約は御批准になつて居ります。御批准になつてゐるといふことを以て、このロンドン條約が國防を危ふくするものはないといふことは明らかであります。

この答弁がおわるや、傍聴席に和服姿でいた政友会幹事長の森格が、幣原を指さして「幣原！ 取消せ！ 取消せ！」と絶叫した。その気合いで、目がさめたように、政友会委員の川島が、森の真似をして、「取消せ！ 取消せ！」と連呼した、という(山浦貫一編修『森格』昭和十五・十一)。

この森恪は、陸軍の一部の者が「天皇は凡庸」ということを言っていると告げたという森恪である。自らは、天皇に何の畏敬を念を抱かぬ者が「天皇に責任を帰し奉るとは何事であるか」「単なる失言ではない」「総辞職せよ」と叫ぶのである。

ここでは決して「畏怖」などしない天皇をタブーとして奉っている、大陸政策強硬論者の姿がある。自らは「畏怖しない」ものに対して、他に対しては「畏怖すること」を強制しているのである。

「畏怖」の正体かと思うが、政権に関係するものと、「庶民」とでは、全く異なるというところかも知れない。田中義一が天皇の問責をうけて、辞職するのは、天皇自体に対する「畏怖」からではなく、「不敬」「不忠」という烙印が、とくに田中は軍人であるが、政治的に致命的であったであろう。

四

赤坂憲雄が、昭和天皇の葬儀において、天皇家のもっている万世一系の血のカリスマを再認する、あるいは公認するための儀礼として新しく組織され、創られたのではないかといい、ある考古学者が、その葬儀に日本文化の伝統とか皇室のもっている文化の古式ゆかしさが見出されたと言って感激、称揚しているのを倒錯だと言った。

また、天皇制が天皇制国家として誕生していらい千数百年間は仏教式の葬儀が行われてきた。その千数百年の仏教的な葬儀の伝統を捨象し、新たにつくられた天皇家の葬儀を見て、皇室の伝統とか、古式ゆかしさを感じるのには倒錯だと言った。たしかに、古代の文献などをみて擬似的な古代を創出しているのだから、古代的なものを見出すのは当然であると言った。だから、それを元にして天皇家の伝統とか、民俗レヴェルの祭祀との関係づけをストレートに論じるのは誤りではないかと言った。

それに対して、吉本は「ほとんど、全面的に承認できない」と言った。

なぜかといいますと、まず根本的なモチーフが、たぶん赤坂さんと僕とで違うと思ふんです。つまり、なぜ天皇制という問題を論議するのかということなんです。それから、なぜ天皇制の歴史的な経緯に関心をもつかという問題があります。これは僕の根本的なモチーフになるわけです。日本列島に人間が住み始めたのは別に天皇制から始まるわけじゃなくて、それよりはるか以前、数千年はおろか数万年前から住んでいた。もちろん原始社会の段階で村落レヴェル以上にはいかないうような存在として、日本列島に分布していたかもしれないわけです。

たとえば縄文期の遺構から奇妙な人たちの土偶が出てくる。いまのレヴェルでいえば、それは収穫の豊穡を願うために人間をかたどった、しかも、多くの場合に妊娠している女性像を土でつくって、素焼きにして埋めたりという習慣があった。僕の問題意識は天皇制がどうかであるかという千数百年の問題よりも、すでにその前から日本列島には、「日本人」の少なくとも部分を成している人間がそこに住んでいた。それがどういう宗教をもち、どういう耕し方をし、どういう狩猟の仕方をして、どういう生活の仕方をしていたのかということが関心の主体です。日本列島に日本国を考えるかぎりは、そちらのほうが先に住んでいて、しかも主体です。そこにあとから天皇制の国家、あるいは支配権が確立されてゆきます。

それがどうやって確立されたのか。もともとそういう宗教をもっていた縄文人からできたのか、あるいは大陸から別の王権がやってきて征服したのか、という論議は別として、あとからやって来たのは間違いないわけです。あとからやってきたものが、すでに存在している住民にたいして支配権を発揮するときには、もともとある宗教的なものを制度的に組織して、洗練されたかたちで自分たちが守っていくことで支配権を確立していきます。もちろん武力の問題もあるでしょう。宗教的な問題からいえば、それは疑いのないことです。

何が天皇制論議のモチーフなのかという場合、赤坂さんは天皇制の問題なんだと自己同一的に回帰するだろうと思います。僕はそうではなくて、どんな人が日本列島に住んでいて、どんな宗教をもっていて、いま存続している天皇家の先祖は、支配権を確立したとき先天的にあった宗教とか住民にたいして、どんなふうな制度的な組織の仕方とか調整の仕方をしたんだろうかというのが、天皇制論議のモチーフになります。そういうモチーフが天皇制の問題で、主体はあくまですでに日本列島に分布していた住民がどういう種族で、どういう言葉をしゃべり、どういう宗教をもっていたのか基礎にあつて、そこからしか天皇制の問題の論議は始まらないと僕は思っています。そのモチーフが赤坂さんとははじめから違うと思います。

だから、その後の問題が全部違ってきます。宗教としての天皇制とか、精神的な絶対帰依の対象としての天皇信仰とか、民俗としての祖先祭祀に通底する天皇制とかの問題は捨象できるとおっしゃいますけど、僕のモチーフからいえば、それは捨象できないかできないかの問題じゃなくて、精神的な絶対帰依の対象はすでに日本列島にまで集約したかという問題になるわけです。捨象できるかできないかということには、はじめからありません。

民俗としての祖先祭祀の問題も同じです。それは制度の問題、つまり共同幻想の問題じゃないから捨象できる、あるいは権力の問題じゃないから捨象できる、ということになりません。天皇制の問題は天皇制の問題から始まり天皇制の問題に終わるというモチーフからはそういえるとしても、僕のモチーフからはそうはいえない。民俗としての祖先崇拜や日常祭祀は、すでに縄文時代、あるいは縄文時代以前から日本列島に存在しているわけです。天皇制は、それにどうやって自分を合わせていったのかという問題です。これは捨象できないと思います。つまり本末が、モチーフがまるで違うの反対になるわけです。(前掲、講談社学術文庫九〇・九二頁)

もう少し、引用を続けたくもあれば、もう少し約めたいとも思った。吉本が自らにも投げかけた幻想について、繰り返し返すのは、もう既に十分だという気もしたし、一方では、もう少し引用すれば、吉本の叙述の裂け目が、さらに鮮明になるかも知れないとも思った。

この長く引用した部分については、この対談が行われたとき(一九八九・一〇)既に、「共同幻想論」を『文藝』に連載をし始めてから二三年を経っていたから、種々の問題提起がなされていることかもしれない。実は、赤坂の「民俗学」に関する問題提起自体、吉本の「民俗学」に対する態度批判なのである。吉本が「ほとんど全面的に承認できない」といわば旗幟鮮明にしたのは理由があるのである。既に赤坂の陳述は、吉本の「幻想の歴史の実存」を相当に毀損してしまっているのである。

先ず、吉本は「もちろん原始社会の段階で村落レヴェル以上にはいかなような存在として、日本列島に分布していたかもしれないわけです。」と述べる。これは、近世村落にも似たような平和な村落を前提としていると考えられる。しかし、民俗的叙述に述べられるような平和な村落など歴史的にも想定できないのである。

吉本は「そこにあとから天皇制の国家、あるいは支配権が確立されてゆきます」とする。吉本は支配の最初から天皇制の支配を想定しているのである。

それは、「いま存続している天皇家の先祖は、支配権を確立したとき先天的にあった宗教とか住民にたいして、どんなふうな制度的な組織の仕方とか調整の仕方をしたのだろうかというのが、天皇制論議のモチーフになります。そういうモチーフが天皇制の問題で、主体はあくまですでに日本列島に分布していた住民がどういう種族で、どういう言葉をしゃべり、どういう宗教をもっていたのが基礎にあつて、そこからしか天皇制の問題の論議は始まらないと僕は思っています。そのモチーフが赤坂さんとははじめから違ふと思いません。」となる。

かつて、このようなことを聞いたときは、吉本は天皇制を無化する方法を提示していると思ってしまったかもしれない。今、吉本が、如何に「万世一系の天皇」にとらわれているのかを知った。さらに、追い打ちをかけるように、「民俗としての祖先祭祀の問題も同じです。それは制度の問題、つまり共同幻想の問題じゃないから捨象できる、あるいは権力の問題じゃないから捨象できる、ということになりません。天皇制の問題は天皇制の問題から始まり天皇制の問題に終わるというモチーフからはそういえるとしても、僕のモチーフからはそうはいえない。民俗としての祖先崇拜や日常祭祀は、すでに縄文時代、あるいは縄文時代以前から日本列島に存在して居るわけです。」

考古学上の知見に限らず、『漢書』にも、倭国に多くのクニグニの成立と争い、大陸との交渉があつた記事がある。三世紀には、大和の豪族連合政権の痕跡が明白である。豪族連合政権であつて、万世一系の天皇制国家ではない。万世一系の天皇家の痕跡はない。しかし、母系制社会でも母権制社会でもない。諸豪族は男の氏の上が統率しているからである。やがて、その豪族連合政権は、その後、その支配体制を律令的に整備する。中国の律令が、皇帝の官僚制を表現したものであるのに対して、日本で編纂した律令は、諸豪族（貴族）の代表で構成する太政官という合議体を中心に制度を整備している。

オオキミは、畿内の大族の共立によって、王たる地位を得、政治的軍事的行為を行う。その支配の基礎たる族的結合は、六世紀から七世紀にかけて、より人的結合を基礎にするようになる。日本の律令の編纂は、その人的結合を中心とした王権が成立する過程なのである。その王の称号を天皇とする。そのために、天皇制と呼ばれようが、天皇制という決まったシステムがあつたわけでもできたわけでもないのである。あつたのは、例えば、共立された、政治指導者としての大王があつただけである。それは、決まったシステムが継承されるわけでもなかった。

まさに、天皇制国家も万世一系の天皇も、吉本風の言い方でなく、本来の意味の幻想なのである。吉本の述べるところを長く引用したが、それは、吉本が、常民大衆による太古の日本社会なるものを幻想したり、「別な王権」（つまり天皇制）を唐突に想定したり、縄文時代に祖先祭祀を考えたりするような誤解が前提となつていることを確認する必要があつた。

しかし一番問題なのは、吉本が自分のモチーフは天皇制国家が、どう先行的なものとして調整するか、などと、一見、根源的なことを言っているようでありながら、実は天皇制なるものを「所与のもの」として考えている。従って、天皇の内容はせいぜい祭祀の主宰者にとどまり、内容（つまり支配の構造）はまったく解らない、「できあいの天皇制国家」を前提にしているという、決定的なことを問題にしたかったのである。

だから、大王は天皇だとするが、やはりそれらは別ものであり、それぞれの時代の天皇制は別物ともいえるのである。

吉本が自分の体験を前提にして「畏怖する存在」こそ、天皇制だとするが、そうであるなら、ほとんどの時代において天皇は畏怖する存在ではなかったことをどうするのだろうか。それは、平安時代の源氏物語を考へても、江戸時代の紫衣事件を思い出すまでもないだろう。

五

吉本隆明は『共同幻想論』の連載を「禁制論」から始めた。その最後につきのようなことを書いていたのを覚えている。

すべての怪異譚がそうであるように『遠野物語』の山人譚も、高所崇拜の畏怖や憧憬を語っている伝承とはおもわれぬ。そこに崇拜や畏怖があるとすればきわめて地上的なものであり、他界、いいかえれば異郷や異族にたいする崇拜や畏怖であったといふべきである。そしてその根源には、村落共同体の禁制が無言の圧力としてひかえていたと思える。

わたしたちの心の風土で、禁制がうみだされる条件はすくなくともふた色ある。ひとつは、個体がなんらかの理由で入眠状態にあることであり、もうひとつは閉じられた弱小な生活圏にあると無意識のうちでもかんがえていることである。この条件は共同的な幻想についてもかわらない。共同的な幻想もまた入眠と同じように、現実と理念との区別がうしなわれた心の状態で、たやすく共同的な禁制を生み出すことができる。そしてこの状態のほんとうの生み手は、貧弱な共同社会そのものである。

この文を、『文藝』昭和四一（一九六六）年一月号で読んだとき、「閉じられた弱小な生活圏」と無意識のうちでもかんがえていること、とある、この閉じられた弱小な生活圏というのは、近世村落、あるいは、その遺風をとどめる社会のことだと思っていた。

この箇所では、畏怖や崇拜の根源には、村落共同体の禁制が無言の圧力としてひかえており、その禁制が生み出される条件を貧弱な共同社会と特定していたのである。

この記述をみたときには、古代社会と民俗的世界を相互に行き来しながらも、野放図な一般化は抑制されていたと思っていた。「幻想」とその条件についての明晰な省察があると思つた。

吉本は、自分の「畏怖」の根源には、村落社会の禁制が無言の圧力でひかえておつたのであり、その禁制が生み出された条件は、閉じられた弱小な生活圏にあると無意識のうちでもかんがえていることだったと、四〇年前には考えていたのだろうか。

今、「貧弱な社会」は、新たな「畏怖」を生み出しているように思われる。

吉本が、日本の国家や天皇制の問題で提起したことは、自らの体験と自省に基づくことよって、世代を下がる私たちを突き動かすものがあつた。しかし、その体験を対象化というよりは、これまた、私たちを惹きつけることになるのであるが、その体験の内部へ深く深く進んでいく、つまり、幻想の幻想へ突き進んでいくことよって、幻想を幻想だけで成立させてしまった問題が起らなかったかと思う。

自らの、かけがえのない深刻な体験を追及すること、それは、あくまで自分の体験を前提とすること、絶対のものとする事、越えられないものとしてしまわないか。

「畏怖するもの存在」として天皇を考えたとき、天皇は畏怖するものとして克服できないものとなつてしまつたのではないか。

戦争中の自分の体験を越えられないものとして設定したとき、当然に「畏怖するもの存在」としての天皇（制）も越えられなくなる。

さらに、その畏怖の理由として、累積する歴史的現存を考えてしまう、言葉を換えれば、畏怖するものとしての天皇、あるいは天皇制を解釈するように努めたのが、共同幻想論ではなかったのか。『共同幻想論』は、ひとつの作品にはなつてゐる。しかし、国家や法の歴史についての作品としては成立してゐない。

吉本隆明の「丸山真男論」を読んだ多くの人、それは、吉本のファンである学生にかぎらず、丸山真男を戦後思想のホープとする知識人までが、丸山真男は吉本に負けた、と思つた。勿論、同様のレヴェルで反発もあつたであろう。そのときの吉本の自負心は、次のようなものである。

おれの丸山真男論が、丸山真男の方法、思想、その発想の根拠を押しさへきつてゐることとは、丸山真男自身がよく知つてゐるはずだよ。（「退廃の名簿」一九六五・六）

吉本は、その後一九六九年、東大闘争における丸山の姿勢に激しい批判を浴びせていた。丸山のことをまだ気になるのか、と思つた。

これは、「丸山真男論」が、丸山真男批判では、なかつたからなのである。時間と精力を注ぎ込み、丸山真男の作品と丸山真男が扱つた文献を読み、丸山真男を「解釈」した結果が、「丸山真男論」だったのである。そのため、荻生徂徠のオポチュニズムを誤解した丸山真男の『日本政治思想史研究』などを「解明」し、「丸山真男の政治学が設定した『虚構の立場』は、古典マルクス主義の方法では絶対に不可能であつた日本の政治体制と思想との実体的な構造を分析する原理的統一の道をきり開いたのある」とした。丸山真男を解釈したが、幕府権力のレトリックである荻生徂徠の言辞に政治学的思惟をみてしまう丸山真男の「政治思想史研究」について、全く批判できてゐなかつたのである。

吉本は、自分の体験を一番の根拠にしていることは自ら述べてゐる。「僕の体験の問題など無化し、すつとばし」と言つてゐる。体験から出発したことが、吉本の説得力の基だつたのである。すつとばしてしまうのではなく、もちろん、受け容れてしまうのではなく、批判できないものなのだろうか。赤坂にも文化の問題、知識の問題をすつとばせと迫る。これでは、いつまでたつても、天皇制、国家の問題は批判できない。赤坂には文化の

問題、知識の問題で迫ってもらわねばならない。

吉本は、体験同様に、「万世一系の天皇」幻想を批判するのではなく、理解しようとしてめるばかりなのである。

七

「五箇条の誓文」にも、その原型である「諸侯会盟の議事規則」草案にも、天皇統治なる趣旨はない。伊藤博文が、尊皇主義者たちの圧迫の中、「国会の決議」を国制の中心にすることは揺るがせなかった。伊藤には明治日本の国民的結合の弱さが判らないわけではなかった。「万世一系の天皇による統治」は、その弱さの表現であった。万世一系の天皇による統治は、近代国家日本の弱さであった。

その、粉飾としての「天皇」に依存せざるを得ない悲惨な政治が、吉本の「万世一系の天皇」幻想のもとになったのかも知れない。

日本国憲法は、「天皇による統治」を脱却した限りにおいて、大変革ではあった。しかし、その象徴天皇は、依然として、人民的結合の弱さを露呈しているといわざるをえないのである。